

事業継続計画
自然災害編 第1版

2022年12月

社会福祉法人なごみ会

第1章 総論

はじめに

1. 本計画について

昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設や介護事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要である。本計画の目的は、台風や水害等の自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備や発生時の対応について、法人における介護サービスの類型に応じた基本的な事項を示すものである。

2. 業務継続計画（BCP）とは

台風等の自然災害、感染症のまん延、事件・事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針や手段、手順等を示した計画の事を「事業継続計画（Business Continuity Plan）」と呼ぶ。

3. 介護施設や介護事業所における業務継続計画（BCP）について

BCPは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討をとおして、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成する計画書である。介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられている。一方、利用者の多くは日常生活や健康管理、さらには生命維持の大部分を介護事業所等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になると利用者の生活や健康、生命の支障に直結する。

基本方針

（1）入所者や利用者の安全確保

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「入所者や利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「入所者や利用者の安全を守るための対策（日頃より、介護施設や介護事業所は、体力の弱い高齢者等に対するサービス提供を行う事を認識すること）」が何よりも重要となる。

（2）サービスの継続

介護事業者は、入所者や利用者の健康、身体、生命を守るための責任を担っている。入所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要である。入所施設は入所者に対して「生活の場」を提供しており、例え台風等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双

方について事前の検討や準備を進めることが必要となる。また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にある事が懸念される。したがって、職員への過重労働やメンタルヘルス対応への措置を講じることとする。

(4) 地域への貢献

介護事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

リスクの把握

(1) 介護施設及び事業所の立地条件は以下のとおりである。

①かけはし木場

住 所：五島市木場町493番地1

実施事業：短期入所生活介護・訪問介護・サービス付き高齢者向け住宅

災害危険区域指定等状況	・指定なし
建物の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年建築 ・鉄骨造スレート葺き2階建1棟 ・オール電化 ・事業所敷地内に駐車場と中庭（芝生）有
事業所周辺の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・五島市ハザードマップ（土砂災害・津波）では、周辺施設を含め指定されていない。 ・事業所東側には福江川（直線距離で150m程度）がながれているが、五島市が想定する豪雨（12時間総雨量925mm）状況での洪水浸水想定区域の指定なし。 ・事業所前面の道路は豪雨時に冠水する恐れがあるものの、事業所敷地より25cm程度低くなっており、計画書作成時点での事業所浸水被害は無し。 ・付近の避難所（指定緊急・指定）は以下の5か所。 <ul style="list-style-type: none"> ①緑丘地区公民館／②緑丘小学校体育館 ③福江小学校体育館／④勤労福祉センター ⑤中央公園市民体育館

②かけはし福江

住 所：五島市武家屋敷三丁目2番6号

実施事業：短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援・学童保育

災害危険区域指定等状況	・指定なし
-------------	-------

建物の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年建築 ・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺き2階建1棟 ・オール電化 ・事業所敷地内に駐車場有 ・施設老朽化に伴う改修を順次実施予定
事業所周辺の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・五島市ハザードマップ（土砂災害・津波）では、周辺施設を含め指定されていない。 ・五島市が想定する豪雨（12時間総雨量925mm）状況での洪水浸水想定区域の指定されておらず、計画書作成時点での事業所浸水被害は無し。 ・事業所前面の道路は一方通行 ・付近の避難所（指定緊急・指定）は以下の5か所。 <ul style="list-style-type: none"> ①福江小学校体育館／②勤労福祉センター ③中央公民館市民体育館／④県立五島高校体育館 ⑤緑丘地区公民館

③なごみプレイスつぼうち

住 所：五島市栄町1番52

実施事業：生計困難者相談支援・地域の集いの場

災害危険区域指定等状況	<ul style="list-style-type: none"> ・指定なし
建物の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年建築（平成28年購入） ・鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1棟 ・プロパンガス使用 ・事業実施時のみ職員在中（2階に法人職員居住）
事業周辺の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・五島市ハザードマップ（土砂災害・津波）では、周辺施設含め指定されていない。 ・五島市が想定する豪雨（12時間総雨量925mm）状況での洪水浸水想定区域の指定されておらず、計画書作成時点での事業所浸水被害は無し。 ・事業所前面の道路は一方通行 ・付近の避難所（指定緊急・指定）は以下の5か所。 <ul style="list-style-type: none"> ①福江小学校体育館／②勤労福祉センター ③中央公民館市民体育館／④県立五島高校体育館 ⑤緑丘地区公民館

(2) 想定される災害の種別と事業所等への被害

地震	<ul style="list-style-type: none"> ・建物倒壊、外壁やガラス破片の落下 ・建物内天井材の落下、物品の落下、調度品の転倒 ・火災の発生（つぼうちのみ）
----	--

地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気、水道、プロパンガス（つぼうちのみ））の停止 ・通信手段の途絶 ・周辺建物の倒壊による道路寸断での孤立化
風水害 （土砂災害含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏り ・強風や強風による飛来物衝突等での建物損壊 ・ライフライン（電気、水道、プロパンガス（つぼうちのみ））の停止 ・通信手段の途絶 ・周辺地域の浸水による道路寸断での孤立化

推進体制

（１）平常時及び緊急時のBCP推進体制は以下のとおりとする。

平常時	緊急時（BCP発動時）	担当者
推進責任者	災害対策本部責任者	理事長
推進副責任者	災害対策本部副責任者	施設長
推進員	事業所対策責任者	各事業所の管理者
	対策本部総務・管理班	法人本部職員

（２）各担当の役割

- ①平常時
- ・推進責任者 BCPの職員に対する意識づけの指導及び統括
 - ・推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
 - ・推進員 避難訓練時におけるBCP教育の実施責任者

②その他付随する役割

- ・推進員となっている各事業所対策責任者は、年2回（5月と11月の防火訓練実施時）建物及び付属物の点検及び建物内部の什器等の転倒防止対策の確認、備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、推進副責任者へ報告する。
- ・推進副責任者は報告された修繕及び不足の内容を検討し、事業計画継続に必要なものを調達する。

- ③緊急時
- ・災害対策本部責任者 BCP発動の判断、事業継続の決定
災害対策本部指揮権者
 - ・災害対策本部副責任者 責任者のフォロー、各拠点への指示
関係機関との連絡調整責任者
 - ・事業所対策責任者 事業所の利用者及び職員の安否確認
建物の安全確認
サービス提供の業務指示
本部への状況報告（急を要する事項は即断する権利を有する）
 - ・災害対策本部総務・管理班 拠点及び関係機関との連絡調整
災害情報の収集
資金、物品の調達及び管理

BCP発動時の優先事業・業務の選定

基本的な考え方

自然災害が発生した場合は、利用者の健康・生命を守る機能を維持するために、利用者の生活の場提供や日常生活の支援に深く関わる事業、業務の継続を最優先とする。

(1) 事業継続を最優先する事業所

①かけはし木場・福江短期入所生活介護／かけはし木場住宅（サ高住）

(2) 優先する業務の目安

【全事業所】

①提供サービスの内容検討（継続、変更・縮小、休止）

- ・通常業務を重要度に応じて分類し、事業所の被災状況、出勤可能な職員の状況を踏まえ、提供可能なサービスやケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや手順の変更を行う。

【短期入所生活介護・サービス付き高齢者向け住宅】

①施設内で24時間の入所者、入居者への生活の場提供が発生する上記事業所については、生命維持のために必要と考えられる最低限の業務を「継続業務」とし、以下、「変更・縮小業務」・「休止業務」に区分して、継続する業務を絞り込むものとする。

◆継続業務（生命維持のために必要とされる必要最低限の業務）

- 食事提供（食事介助含む）
- 排泄介助
- 医療的ケア（服薬管理含む）

◆変更・縮小業務（内容を変更縮小して実施する業務）

- 入浴介助
- 整容・衣服の取替え（衣類等の洗濯含む）
- シーツ交換

◆休止業務

- アクティビティ（レクリエーション）活動
- 集団機能訓練

研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 具体的な災害を想定したBCP発動時の訓練を各事業所において年1回実施する。訓練では、職員が役割分担に応じた行動手順を実施し、入所者、利用者にも参加してもらう。訓練実施後は、必要に応じて訓練参加者で訓練状況の検証を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

(2) 研修は、年1回各事業所において行う事とする。

第2章 平常時の対応

建物・設備の安全対策

1. 人が常駐する場所の耐震措置

(1) 社会福祉法人なごみ会 かけはし木場（五島市木場町493番地1）

平成25年に建設したので現在の耐震基準を満たしている。

(2) 社会福祉法人なごみ会 かけはし福江（五島市武家屋敷三丁目2番6号）

平成20年に建設したので現在の耐震基準を満たしている。

※定期的に外壁や柱等にひび割れなどが無いか確認が必要

2. 設備の耐震措置

(1) 居室、共有スペース、事務所など、職員や入所者、利用者が利用するスペースでは、設備や什器類に転倒や転落、破損等の防止措置を講じる。

(2) 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。破損して飛散した場合に留意が必要な箇所や避難経路には必要に応じて飛散防止フィルム等の措置を講じる。

(3) 消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

3. 風水害対策

(1) 施設周辺の水路が氾濫の恐れが無いか、建物が浸水による危険性があるか周囲の状況を定期的に確認する。

(2) 外壁のひび割れや欠損等は無いか、周囲に倒れそうな樹木が無いか定期的に確認する。

(3) 暴風により危険性がある箇所が無いか定期的に確認する。

緊急時に備えての対策・備蓄等

(1) 電気が止まった場合の対策

項目	必要事項
冷暖房機	自前の自家発電装置が無い為、電池駆動のポータブル冷暖房機器や毛布等の備蓄。
情報機器：電話、パソコン、インターネット等	自前の自家発電装置が無い為、PC等への対応は不可。電話は事業所個別携帯電話をするため、電池駆動のポータブル充電器等を備蓄する。
生活家電：冷蔵庫、洗濯機	冷蔵庫は作り置きの氷や保冷剤などで対応。 洗濯機は使用が困難なため、中止する。
照明機器	通常電灯の使用は不可の為、ランタンなどを活用することとし、電源になる乾電池等を備蓄する。
調理機器	自前の自家発電装置が無い為、使用不可。
調理器具	カセットコンロの備蓄やプロパンガスを使用の器具の購入を検討。

	他事業所で停電となっていない場合は、そちらより食事の供給を実施する。
給湯機器	使用不可だが、内部に貯水されたお湯は使用可能の為、必要に応じて使用する。

(2) 水道が止まった場合の対策

①飲料水

- ・非常時に必要となる飲料水の確保は、厨房で実施する。
- ・1日分を想定した量のペットボトルを常時備蓄する。
- ・あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水を飲料用に確保する。

②生活用水

- ・非常時に必要となる生活用水は給湯器内に蓄えられたお湯（水）をバルブからバケツ等に入れて使用する。
- ・あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、浴槽等に水を張り、生活用水として確保する。

(3) 食料品の確保

- ・行政等からの支援が無くても提供出来るよう1日分に相当する量を備蓄する。
- ・備蓄する食料品は、水だけで調理できるアルファ米等とし、厨房内で備蓄・管理する。

(4) 通信が麻痺した場合の対策

①固定電話

- ・施設内の固定電話は電気を使用するため、停電時は使用不可。
- ・事業所専用の携帯電話は、施設内が停電中でも携帯電話の基地局に電源が供給されている状況ならば使用可能。

(5) システムが停止した場合の対策

①パソコン

- ・施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。又、雷や浸水、故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失する可能性があるため、こまめにバックアップする。
- ・浸水によりパソコンが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

②共有ファイルサーバ（サーバ内のNDソフト（ほのぼの）、Notice含む）

- ・施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。停電直後はUPS（無停電電源装置）により安全にサーバを終了する事ができるため、データの喪失は避けられる。
- ・浸水により共有ファイルサーバが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

(6) 衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

- ・施設内が停電した場合は上水道が停止するため、トイレのタンクに水が貯められず、使用不可となる。この場合、給湯器内に貯められたお湯（水）をバルブからバケツ等に入れて使用する。
- ・事前に停電の予測が出来る場合は、浴槽やバケツ等に水をためておくことで対応する。
- ・長期に及ぶ場合は、ポータブルトイレで対応する。

②汚物対策

- ・おむつ等の排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外の倉庫へ保管する。又、倉庫が許容量を超えた場合はブルーシートなどで覆い倉庫脇に一時保管する。

(7) 資金手当

①手元資金

- ・現金は、なごみ会経理規程第28条に定めるとおり、小口現金として保有する。

②損害賠償保険

- ・建物に対する損害賠償保険は、三井住友海上火災保険の「事業活動総合保険」に加入済み。
(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災に対応)
- ・利用者に対する損害賠償保険は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「しせつの損害補償」に加済み。
- ・自動車に対する損害賠償保険は、三井住友海上火災保険の「自動車保険」に加入済み。

(8) 情報共有体制の構築

①LINEオープンチャットによる連絡体制の構築

- ・非常時に備え、各管理者は事業所毎にLINEオープンチャットによる連絡体制を平時より構築する。
- ・人事異動等により人員体制に変更が生じたときには速やかに追加・削除等の変更を行う。

第3章 緊急時の対応

BCP発動基準

災害に関する情報の入手方法や地震、風水害によるBCPを発動する基準は以下のとおりとする。

(1) 災害に関する情報の入手方法

- ①緊急地震速報
- ②インターネット、テレビ、防災行政無線
- ③国土交通省 川の防災情報（福江川で検索）
- ④五島市役所災害警戒本部（電話：0959-72-6110）
- ⑤五島市消防本部（電話：0959-72-3133）

(2) BCP発動基準

被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、直ちに災害対策本部を立ち上げる。

①地震による発動基準

- ・五島市周辺において、震度5以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に

勘案し、理事長が必要と判断した場合。

- ・地震により建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難い状況の場合。

②風水害による発動基準

- ・大雨特別警報発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合。
- ・風水害により建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難い状況の場合。

行動基準

被災時における個人の行動基準は以下のとおりとする。

(1) 自身及び利用者の安全確保

- ・命を守る行動を最優先し、状況を落ち着いて判断し、必要に応じて施設外へ避難すること。

(2) 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）

- ・安全が確保出来る状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いか点検を行い、危険箇所は立ち入り禁止等の措置を講じること。

(3) 短期入所生活介護・サービス付高齢者向け住宅入所者のサービス維持

- ・管理者は職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し、職員数や災害状況に応じた継続業務の選定を行う。

(4) 法人内事業所間の連携と外部機関との連携

- ・法人内事業所間の連携は事業所の専用携帯電話を使用して行う事とし、継続事業所の選定で休止となった事業所の職員は継続事業所で業務を行う事とする。
- ・外部機関と連携を図り人的及び物的の支援を要請する。

ア 五島市役所災害警戒本部（電話：0959-72-6110）

イ 五島市長寿介護課（電話：0959-72-6194）

(5) 情報発信

- ・利用者の安否情報は家族へ速やかに行う。又、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に情報発信を行う。
- ・施設や事業所の被災状況等をなごみ会公式ホームページ等で情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては施設長が判断する。

対応体制

災害時における事業所内での対応体制（事業所対策責任者以下の体制）は以下のとおりとする。

(1) 情報班（役職者、生活相談員等）

- ・行政や外部機関と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに責任者に報告する。又、指示事項等についてLINEオープンチャット等を使用して事業所内の職員で情報を共有する。

- ・利用者家族及び居宅介護支援専門員へ利用者の状況等を連絡する。
- (2) 安全指導班（事業所正職員等）
- ・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。施設長又は管理者の指示があれば利用者の避難誘導を行う。
- (3) 消火班（事業所正職員等）
- ・地震発生直後は直ちに火災が発生していないか確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際は消火に努める。
- (4) 応急物資班（事業所正職員、本部職員等）
- ・食料や飲料水、必要物品の確保に努めるとともに、必要に応じた配布を行う。
- (5) 救護班（看護職員等）
- ・負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。

対応拠点

緊急時対応体制の拠点場所は以下のとおりとする。

- ①かけはし木場被災の場合 かけはし福江2階児童クラブスペース
- ②かけはし福江被災の場合 かけはし木場1階会議室

安否確認

- (1) 入所者、入居者及び利用者の安否確認
- ・事業所内でサービス提供中の入所者、入居者及び利用者は、災害直後に勤務職員が手分けして行い、事業所のLINEオープンチャット等で情報を共有する。なお、負傷者がいる場合は応急処置を行い、施設長及び家族に報告する（必要な場合は医療機関へ搬送する）。
 - ・在宅利用者は、生活相談員、サービス提供責任者、居宅介護支援専門員等が電話により安否確認を行い、リストを作成する。なお、負傷者がいる場合は、施設長及び家族に報告する。
- (2) 職員の安否確認
- ・事業所管理者は、災害直後に事業所LINEオープンチャット等を使用して安否確認を行う（LINEオープンチャット未登録職員には電話で確認を行う）。又、出勤可能な状況か同時に確認する。

職員の参集

災害時における職員の参集基準は以下のとおりとする。

- (1) 参集の判断
- ・被災時の状況を踏まえ、管理者（不在の場合は役職者）と施設長が協議し、理事長が判断する。
- (2) 連絡手段

・参集する方法は事業所LINEオープンチャット等を使用して行う。

(3) 出勤不可能な場合

・自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により出勤する事で職員に危険が及ぶ場合には参集は行わない事とする。

施設内外での避難場所や避難方法

(1) 施設内の避難

・避難場所は原則として施設内とする。但し、建物を点検した際に一部倒壊が確認できる場所付近は避ける事とする。

(2) 施設外の避難

①地震により施設外へ避難を開始する判断基準

- ・五島市より避難指示が出されたとき
- ・建物への甚大な被害が生じたとき
- ・周辺で火災が発生し、施設に燃え広がる可能性があるとき
- ・内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しいとき
- ・理事長（不在時は施設長）が危険と判断したとき

②風水害により施設外へ避難を開始する判断基準

- ・建物への甚大な被害が生じたとき
- ・近隣河川（福江川等）の氾濫の前兆現象を発見したとき
- ・雨漏りや風の吹き込み、又は利用者が怖がる等、建物内に留まることが困難なとき
- ・理事長（不在時は施設長）が危険と判断したとき

【避難場所】

①かけはし木場 五島市木場町493番地1

地震	緑丘地区公民館又は、緑丘小学校体育館
風水害	緑丘地区公民館又は、緑丘小学校体育館
火災	発生後速やかに屋外の安全な場所へ避難し、その後消防署や市の指示する場所に避難

②かけはし福江 五島市武家屋敷三丁目2番6号

地震	福江小学校体育館又は、中央公園市民体育館
風水害	福江小学校体育館又は、中央公園市民体育館
火災	発生後速やかに屋外の安全な場所へ避難し、その後消防署や市の指示する場所に避難

【避難方法】

地震	①施設内で避難できる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・職員が各居室をまわって避難開始を伝達し、誘導を行なう。 ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を共有する。 ・利用可能な設備や器具、備蓄品等を最大限活用して、職員が協力して入所者の安全確保にあたり、施設内の安全な場所に誘導する。
	②施設外に避難する場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定める避難場所の中から、災害の状況等に応じて、避難場所を決定する。 ・職員が各居室をまわって避難開始を伝達し、誘導を行なう。 ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を共有する。 ・必ず靴を履く ・屋外に出るときは落下物がないか、十分注意する。入所者が屋外に出るときは、特に注意する。 ・いったん屋外に出たら、施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。 ・避難経路では、傾いた建物やブロック塀、自動販売機等倒壊のおそれがあるものにはできる限り近寄らない。 ・避難はリフト車や乗用車に分乗して行すが、車両損壊や道路寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩で行なう。自立歩行ができない入所者については、車椅子を使用する。 ・避難所に着いたら、直ちに点呼をとり、入所者等の安否確認を行う。 ・避難所では、被災地区から多くの住民が集まってくることが想定されるため、一箇所に集中して待機する。 ・入居者等の体調や様子をこまめにチェックし、必要に応じて医療機関等への搬送を避難所運営者に要請する。 ・携帯電話や避難所に設置される電話で家族等に連絡する。 ・持ち出しが可能であれば、入所者の体調維持のために必要な物品（薬等）を確保する。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は施設内の垂直避難（1階から2階）とする。 ・施設外に避難する場合は概ね地震時と同様とするが、自動車による避難ができない場合（冠水による避難経路断絶や強風・豪雨）は、徒歩での避難は避け、五島市や五島市消防本部に応援要請。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が各居室をまわって避難開始を伝達し、誘導を行なう。 ・火災が発生した場所に応じて、火元より近い居室の入所者から誘導を開始し、火元を避ける経路を用いて、火元から遠く離れた場所へ避難する ・屋外の安全な場所に着いたら、逃げ遅れた者がいないか確認する。

※地震や風水害の際の避難の実施にあたり、人員が不足すると見込まれる場合には、予め近隣地域の地区長や地元の消防団等に協力を依頼する。

優先業務の継続

災害発生時に継続する優先業務は、第1章総論 優先事業・業務の選定で記載した業務内容とするが、インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられ、記載した優先業務の継続が困難となる場合も想定される。その場合、災害発生時の厳しい状況でも、入所者や入居者及び利用者の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を事業所内で再度選定し、優先業務として継続するものとする。

職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならない事が想定されるため、十分な配慮が必要となる。

休憩や宿泊場所、勤務シフトの関する事は以下のとおりとする。

(1) 休憩、宿泊場所

- ・災害発生後は職員が長期間帰宅出来ない場合が考えられるため、かけはし木場会議室やかけはし福江児童クラブ、なごみプレイスつぼうちを職員の休憩や宿泊場所とする。宿泊希望者が多数いる場合は、外部宿泊施設を速やかに確保する。

(2) 勤務シフト

- ・職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成するものとする。

復旧対応

(1) 破損箇所の確認

- ・災害直後に施設内外や設備等に破損が無いか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに係る設備は優先して復旧を行う。

第4章 地域との連携

被災時の職員の派遣

理事長は、都道府県等から一般避難所における福祉ニーズに対応する災害派遣福祉チーム等への職員派遣の協力要請があった場合は、要請にかかる資格を有する者のうちから適任であると認められる者を推薦するものとする。

なお、協力要請に応じる場合は、派遣先の状況を把握し、推薦する職員への状況説明を実施したうえで承諾を得ることとする。また、推薦する職員の人選については、所属する事業所管理者との協議を行い、推薦する職員を取り巻く家庭環境等の個人的事情を考慮するものとする。

福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の指定

- ・五島市との協定により福祉避難所として指定されている「かけはし福江通所介護事業所」においては、災害発生時において五島市からの要請を受け、事業所の状況を鑑み理事長が受け入れ可能と判断した場合には、災害時要配慮者（一般避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等）を災害発生の日から一定期間受け入れる事とする。

(2) 福祉避難所開設の事前準備

- ・災害発生後、五島市より福祉避難所として災害時要配慮者の受け入れ要請があった際は、受け入れのために必要な物資等（食料、飲料水、寝具など）を事前に準備する。

第5章 入所事業所以外の固有事項

【通所介護事業所】

平時からの対応

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること（携帯電話、メール等）。
- (2) 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等）との連携に努めること。

災害が予想される場合の対応

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明すること。
- (2) 必要に応じてサービス提供時間の短縮等も検討すること。

災害発生時の対応

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、法人内居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等への変更を検討すること。
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、事業所施設内の宿泊や、福祉避難所の宿泊を検討（五島市と協議）すること。

【訪問介護事業所】

平時からの対応

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること（携帯電話、メール等）。
- (2) 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3) 被災時に職員は利用者宅を訪問中又は移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援

手順や移動中の場合における対応方法を部署内で確認しておくこと。

- (4) 避難先においてサービスを提供することも想定されるので、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等）と連携に努めること。

災害が予想される場合の対応

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、法人内居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明すること。
- (2) 必要に応じてサービス提供時間の短縮等も検討すること。

災害発生時の対応

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護以外のサービス等への変更を検討すること。
- (2) 災害発生時には利用者の安否確認等や利用者宅を訪問中又は移動中の場合の対応を行う。
- (3) 居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には避難先においてサービスを提供すること。

【居宅介護支援事業所】

平時からの対応

- (1) 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者名簿等において、その情報がわかるようにしておくこと。
- (2) 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（携帯電話、メール等）を把握しておくこと。
- (3) 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等）との連携に努め、災害時には安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるようにしておくこと。
- (4) 利用者が避難所へ避難した場合は、薬情報が参照できるよう利用者に「おくすり手帳」を持参するよう伝えておくこと。

災害が予想される場合の対応

- (1) 訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく。」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。
- (2) 自サービスについても、台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止や縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を確認しておくとともに、利用

者が利用する居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者や家族にも説明する。

災害発生時の対応

- (1) 被害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が行えるよう居宅サービス事業所や地域の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (2) 利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定され、居宅サービス事業所や地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行うこと。
- (3) 災害発生時で事業が継続できない場合には、利用者が利用する居宅サービス事業所や地域の関係機関と調整を行うこと。